

【教育実践論文】

体験型授業実践「市民のための刑事法入門」の取り組み

-裁判員裁判のオンライン評議と評決を通して-

小 関 慶 太

Experiential learning: "Introduction to Criminal Law for Citizens"
- Through online deliberations and verdicts in lay judge trials-

KOSEKI,keita

キーワード：裁判員制度 評議・評決 体験型学習 ディスカッション

Keyword : Lay judge trial, Deliberations and verdicts, Experiential learning, Discussion

1. はじめに

2023年度まで「刑事政策概論」、「少年法入門」、「はじめて学ぶ刑法各論」をスクーリング科目とテキスト科目で同時開講をしてきたが、2024年度よりそれぞれの科目の口頭で解説が必要な部分を基礎科目「市民のための刑事法入門」（スクーリング科目・2単位）で扱うこととした。本科目では、刑法総論及び各論を5コマ、刑事訴訟法（裁判員制度含む）3コマ、刑事政策・少年法4コマ、法社会学・法哲学1コマ、社会安全論2コマの合計15コマを夏期・冬期集中講義（5コマ/日×3日連続）で行っている。これから本学において刑事法分野・犯罪学分野を学ぶ上で必要な最低限の知識を身につけるため浅く広く学ぶことを前提・目的としている。

また本科目の限らず、担当しているスクーリング科目では、ディスカッション機能を用いてインプットをしたことをその場でアウトプットして問題発見力、問題解決力、法的考察力の修得を目指している。本稿では、ディスカッションを行う目的と課題を紹介した上で「市民のための刑事法入門」6回目及び7回目で扱っている裁判員制度を学びオンライン評議及び評決の体験型学習を紹介する。

2. ディスカッションの目的と課題

ディスカッションは、アクティブラーニング（能動的学習）の1つの手法である。ディスカッションは、ディベートのように「賛成」「反対」を前提にするのではなく、また正解を導くのではなく自由な発想で意見を示す（発する）事が出来る利点がある。

本学で担当する科目ではディスカッション機能を活用している。そこでは、履修学生の自主性や主体性を大切にしている。方法は、グループディスカッションであり受講者数によるが平均7~9名程度のグループを作っている¹。グループ分けは、出生月で分ける事が多い。その中で自主性として毎時

¹ 2023年度~2024年度開講の初年次セミナー（第一学期（4月開始））は、履修者数が多いのでこの限りではない。

間、各グループにまとめ役（議長）を置き、担当者は最終的にまとめを行う。ここからリーダーシップやまとめる力が身についてくる。これによって教員主導によるディスカッションではなく、学生が主体的に参加をする空間を構成している。また意見を示して終わりではなく、他者の意見に対して考えを交錯させ論理的思考力を身につけている。

ディスカッションをすることでオンラインでの文字コミュニケーション力が高まっていく。2024年度夏期集中講義は、3期・4期・5期の連続期開講の中で2期以上履修している学生の成長を見ていると初日に比べると積極的に発言が出来るようになってきている。また担当する初年次セミナーを履修していた学生の様子を見ていると同様のことがいえる。

また最初から難しい課題を提示するのではなく、初回はアイスブレイクに自己紹介、地元のB級グルメを紹介し、相互での意見交換を行う場にする事で次の時間以降、スムーズに意見交換をすることが出来るようになる。また制限時間の可視化をすることでまとめ役の方が時間配分を考えて回すことが出来る。講義の際は、後半にディスカッションの時間を設けていることで講義終了時間を目安にすることが出来る。

図表1 ディスカッション運用状況（2024春） 単位：分

科目名/回数	犯罪と心理	刑事法入門	刑法総論	子どもの安全入門	
1	24	30	20	10	0分
2	30	40	55	8	20分以内
3	40	50	55	50	40分以内
4	50	30	30	0	60分以内
5	25	24	58	0	60分超え
6	16	15	40	9	
7	40	10	45	0	
8	26	90	15	0	
9	27	0	25		
10	21	30	43		
11	40	21	14		
12	24	18	15		
13	25	18	50		
14	0	35	21		
15	35	30	16		
合計	423	441	502	77	
総時間	7時間3分	7時間21分	8時間22分	1時間17分	

図表1（概算時間）に示したように実際のスクーリング授業におけるディスカッション時間を見ていくと、犯罪と心理は20分以上40分内でディスカッション時間を設け、平均28分程度でアウトプットを行っている。またはじめて学ぶ刑法総論（基礎科目）は、今期からディスカッションテーマを変え、連続して法律の目的と手段について検討を行い、問題発見・解決・考察力・論理力を身につけ

たこともあり、20分以上40分以内より短時間の回と長めに時間を確保する回とばらつきが生じている。市民のための刑事法入門（基礎科目）では、模擬評議・評決の時間を除き40分以内に収まっている。子どもの安全入門に関しては、履修者数が少ないこともあり当初予定していたディスカッションを行うことが出来ず、このような結果となっている。

3. 体験型授業「模擬評議と評決」（2024）

体験学習として実学教育として課外活動を行っているが、これとは異なり授業の中で裁判員裁判の裁判長役（1名）、裁判員役（全員）を決し裁判長を中心にシナリオの内容に沿って議論を行っていく。シナリオは、最高検「法教育授業・補助教材「模擬裁判をやってみよう」（中学校社会科公民的分野）（2時間で行う場合・通常版）²」を利用し、罪名は「強盗致傷罪」である。

2024年度春期は、2つのグループ（A・B）に分けてオンライン上で評議を行った。結果からいえるのであればAグループ「有罪」、Bグループ「無罪」と判断がくださった。同じシナリオを使用している中で別の結果を導いた。

次にそれぞれのグループに弁護人役（1名）、検察官役（1名）を置き、有罪になるためにはどのような証拠が必要であるかを検察官役は考え、これに弁護人役が反論をする機会を設けた。

最後に有罪を前提に評決を行った。強盗致傷罪に対する検察求刑は、「6年」に対して情状酌量の余地を検討して執行猶予をつける事が出来るかを検討した結果、両グループ困難であると判断し、判決として6年の有期懲役を科すと判断し、裁判長が最後に「主文、被告人を懲役6年とする」で幕を閉じた。この結果、施設内処遇における刑罰の本質や意義も併せて考える事が出来た。

前項に示した通り、体験型評議・評決を通して裁判長・検察官・弁護人の役割を担った学生は、他の学生以上に論理的な思考力を身につける事が出来たのではないかと思われる。また裁判員として参加した学生も教員主導で行わず学生等が主体的に考えることで多くのことを身につける事が出来たのではないか。

4. 体験型授業「模擬裁判員裁判」（2018～2020）

これまで体験型授業として兼任先で2018年度～2020年度「日本国憲法」（幼免指定科目）のな-3)かで裁判員裁判の模擬裁判を行った経験ある。法学教育としての日本国憲法を学ぶ上で裁判を体験することで経済的自由、精神的自由、人身の自由などの人権を実践的に考える事が出来た。この取り組みは、学生の記憶に残り卒業後もこの経験を思い出していると語るものもある。

また本学においても2017年度「法社会学」（スクーリング授業）でも体験型模擬裁判を行った経験がある。

5. まとめと今後の展望

オンライン評議及び評決で使用したシナリオは、有罪とも無罪とも検討する事が可能な事案であり、初学者向けに非常によい内容であった。学生はシナリオの中から問題を発見し、それぞれの経験や常識（裁判員法の目的）より解決や分析を行い、考察に結びつける事が出来たと考えられる。

今後も本科目では、体験型学習やインプットとアウトプットを通し、「問題発見力、問題解決力、法的（論理的）考察力の修得を目指すため」、「学生の自主性・主体性を身につけるため」の目的の達

² <https://www.moj.go.jp/content/001180941.pdf>（最終閲覧日：2024.8.28）

成ことを踏まえてディスカッションを活用した講義運営を行っていききたい。

参考文献一覧

M・アルヴェッソン=J・サンドバーグ=佐藤郁哉（訳）『面白くて刺激的な論文のためのリサーチ・クエッションの作り方と育て方 論文刊行ゲームを超えて』（白桃書房・2023）

伊藤奈賀子=中島祥子『アカデミック・スキル入門 [新版]』（有斐閣・2016）

脱稿日：2024年8月28日

受理日：2024年8月28日

小関慶太：八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 准教授